

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年10月18日（平成28年（行情）諮問第625号）

答申日：平成29年4月24日（平成29年度（行情）答申第26号）

事件名：特定の化学物質に係る新規化学物質輸入届の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「新規化学物質輸入届（特定化学物質）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年7月1日付け厚生労働省発基安0701第1号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）において不開示とされた部分の一部についてその取消しを求めるといふものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

審査請求人は、本件処分に係る通知書の「2. 不開示とした部分とその理由」で挙げられた不開示とした部分の理由（「知的財産に該当する情報」、「特定の個人を識別する情報」、「法人の印影等」）については、異議は無い。

しかし、開示された輸入届の鑑（1頁目）の「新規化学物質の製造又は輸入の開始後3年間における毎年の製造予定量又は輸入予定量」及び「新規化学物質を輸入しようとする場合にあっては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名」は、上記三点の理由のいずれも該当していない。

よって、不開示とした部分を見直す決定を求める。具体的には、「新規化学物質の製造又は輸入の開始後3年間における毎年の製造予定量又は輸入予定量」及び「新規化学物質を輸入しようとする場合にあっては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名」の欄にある情報は、法に基づき開示すべきである。

(2) 意見書

審査請求人が一部開示を求めた内容は、法が定めた不開示情報に当たらないはずです。

理由 1

理由説明書は、「原処分を維持して不開示とすることが妥当」とした理由について「法5条2号イに基づき」としていますが、同号では不開示情報を制限するために、「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と定めています。

審査請求人が情報公開を求めた「特定の化学物質」は、韓国で加湿器用除菌剤として使用され、吸引による肺疾患によって多くの死傷者を出した物質です。諮問庁である厚生労働省は、同庁のWEBサイトに「韓国の加湿器用除菌剤の回収についての情報提供」を掲示し、同物質及びそれを使用した製品を使用しないよう、国民に注意喚起した経緯があります。

諮問庁による「情報提供」の事実及びその内容を踏まえ、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である」とした法5条2号ただし書の趣旨に照らせば、同物質の「製造予定量又は輸入予定量」及び「当該物質が製造される国名又は地域名」は、不開示情報に当たらないと考えます。

理由 2

理由説明書は、不開示情報に当たる理由について、「製造予定量等が記載されるが、これらは法人の製品に関する生産技術等に関するノウハウに関する情報であり」、「国名等が記載されるが、これらは取引先を特定できる情報であり」としています。しかし、「製造予定量等」までも「製品に関する生産技術等に関するノウハウに関する情報」と拡大解釈することは、また、「国名等」までも「取引先を特定できる情報」と拡大解釈することは、いずれも法の趣旨に反した運用と言わざるを得ません。

さらに理由説明書は、「これらは、公にすることにより、当該事業者及び試験施設等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」と続けますが、「製造予定量等」・「国名等」程度の内容の情報公開によって、なぜ「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」のかについて、何ら合理的説明がなされていません。

拡大解釈による運用及び説明責任が果たされていない実態に鑑み、同物質の「製造予定量又は輸入予定量」及び「当該新規物質が製造される国名又は地域名」は、不開示情報に当たらないと考えます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求は、審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求人」という。）が、平成28年6月2日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき「特定の化学物質に係る『新規化学物質輸入届』または『新規化学物質製造届』一式」（本件対象文書）に係る開示請求を行った。
- (2) これに対し、処分庁が、平成28年7月1日付け厚生労働省発基安0701第1号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求人はこの一部を不服として、平成28年7月20日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

原処分において不開示とした部分のうち、本件審査請求において請求人が開示を求めている部分については、法5条2号イに基づき原処分を維持して不開示とすることが妥当であると考えます。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、労働安全衛生法に基づき事業者が届け出た特定の化学物質に係る新規化学物質輸入届又は新規化学物質製造届の文書一式であり、本件開示請求を受けて、処分庁で探索したところ、当該化学物質について届け出られた新規化学物質輸入届が認められた。このため、当該新規化学物質輸入届及びその添付文書を本件対象文書として特定した。

新規化学物質輸入届について

労働安全衛生法57条の4第1項の規定に基づき、既存の化学物質として政令で定める化学物質以外の化学物質を輸入する際にあらかじめ有害性の調査の結果その他の事項を届け出ることが義務付けられているものである。

(2) 不開示情報該当性について

本件審査請求において請求人が開示を求めている部分は、新規化学物質輸入届のうち、「新規化学物質の製造又は輸入の開始後3年間における毎年の製造予定量又は輸入予定量」（以下「本件不開示部分1」という。）及び「新規化学物質を輸入しようとする場合にあっては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名」（以下「本件不開示部分2」といい、本件不開示部分1と併せて「本件不開示部分」という。）であり、これ以外の原処分において不開示とした部分については開示を求めている。

法5条2号イ該当性について

請求人が開示を求めている本件不開示部分1には製造予定量等が記載されるが、これらは法人の製品に関する生産技術等に関するノウハウに

関する情報であり、また、本件不開示部分 2 には国名等が記載されるが、これらは取引先を特定できる情報であり、これらは、公にすることにより、当該事業者及び試験施設等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法 5 条 2 号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象文書のうち、本件審査請求において請求人が開示を求めている部分については、法 5 条 2 号イに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成 28 年 10 月 18 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年 11 月 10 日 審議
- ④ 同月 11 日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成 29 年 2 月 14 日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年 3 月 23 日 審議
- ⑦ 同年 4 月 20 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「新規化学物質輸入届（特定化学物質）」の開示を求めるものである。

処分庁は、当該化学物質について届け出られた新規化学物質輸入届及びその添付文書を本件対象文書として特定し、その一部を法 5 条 1 号、2 号イ及び 4 号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、審査請求書において、「新規化学物質の製造又は輸入の開始後 3 年間における毎年の製造予定量又は輸入予定量」（本件不開示部分 1）及び「新規化学物質を輸入しようとする場合にあっては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名」（本件不開示部分 2）を開示すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、審査請求人が開示を求めている部分（本件不開示部分）は、法 5 条 2 号イに該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとしているので、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 諮問庁は、本件不開示部分の不開示情報該当性について、理由説明書（上記第 3 の 3（2））のとおり説明する。
- (2) そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、更に詳細な説明を

求めさせたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 新規化学物質は、何らかの用途で使用することを目的に製造又は輸入されるものであり、当該新規化学物質又は類似の物質を取り扱う業種又は事業者（他国を含めた特定の業界）は、ある程度限定される。

特定の業界において、「新規化学物質の製造又は輸入の開始後3年間における毎年の製造予定量又は輸入予定量」が公になると、届出事業者と競合する同業他社は、化学物質の名称に加え、その製造予定量又は輸入予定量から、事実上、届出事業者を特定し、当該事業者が、どのような製品を、どのような成分又は反応過程で製造しているか、どのような規模で商品化しようとしているか、どの程度まで研究を進めているか等、届出事業者の製品開発の状況、経営方針、戦略などのノウハウ等を推測することが可能となる場合がある。

また、「新規化学物質を輸入しようとする場合にあっては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名」が公になると、届出事業者と競合する同業他社は、化学物質の名称に加え、国名又は地域名から、事実上、他国の製造事業者を特定し、当該事業者の取引企業の情報から、我が国の届出事業者をも特定することが可能となり、同業他社は、届出事業者が、どのような製品の原料又は中間体を、どの国のどの企業から輸入しているかや、どのような規模で商品化しようとしているか等、届出事業者の製品開発の状況、経営方針、戦略などのノウハウ等を推測することが可能となる場合がある。

イ 本件開示請求に係る新規化学物質を輸入している業者は限定されており、本件不開示部分1を公にすると、届出事業者と競合する同業他社は、その製造予定量又は輸入予定量から、届出事業者を特定し、当該事業者が、どのような製品を、どのような成分又は反応過程で製造しているか、どのような規模で商品化しようとしているか、どの程度まで研究を進めているか等、届出事業者の製品開発の状況、経営方針、戦略などのノウハウ等を推測することが可能となる。

また、本件開示請求に係る新規化学物質の製造国及び製造事業者は限定されており、本件不開示部分2を公にすると、届出事業者と競合する同業他社は、他国の製造事業者を特定し、当該事業者の取引企業の情報から、我が国の届出事業者をも特定することが可能となる。そして、同業他社は、届出事業者が、どのような製品の原料又は中間体を、どの国のどの企業から輸入しているかや、どのような規模で商品化しようとしているか等、届出事業者の製品開発の状況、経営方針、戦略などのノウハウ等を推測することが可能となる。

ウ 以上のとおり、本件不開示部分1及び本件不開示部分2を開示する

ことは届出事業者のノウハウ等を間接的に開示することになるため、これらの情報は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

なお、届出事業者においては、本件開示請求に係る新規化学物質を審査請求人が主張する加湿器用除菌剤のように、スプレー、ミスト状では使用していないことを確認している。

- (3) 上記(1)及び(2)の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められないことから、本件不開示部分1及び本件不開示部分2は、法5条2号イに該当するとする諮問庁の説明は、是認せざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、意見書において、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である」とした法5条2号ただし書の趣旨に照らせば、同物質の「製造予定量又は輸入予定量」及び「当該物質が製造される国名又は地域名」は、不開示情報に当たらない」と主張するが、本件不開示部分を公にすることについて、本件不開示部分を不開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

- (2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び4号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条2号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子